



第5次和泉市総合計画策定の取組み経過	128
第5次和泉市総合計画策定組織図	129
第5次和泉市総合計画(案)について(諮問)	130
第5次和泉市総合計画(案)について(答申)	131
和泉市総合計画審議会規則	134
第5次和泉市総合計画審議会委員名簿	136
第5次和泉市総合計画審議会審議経過	137
町名一覧	138
用語解説	139

第5次和泉市総合計画

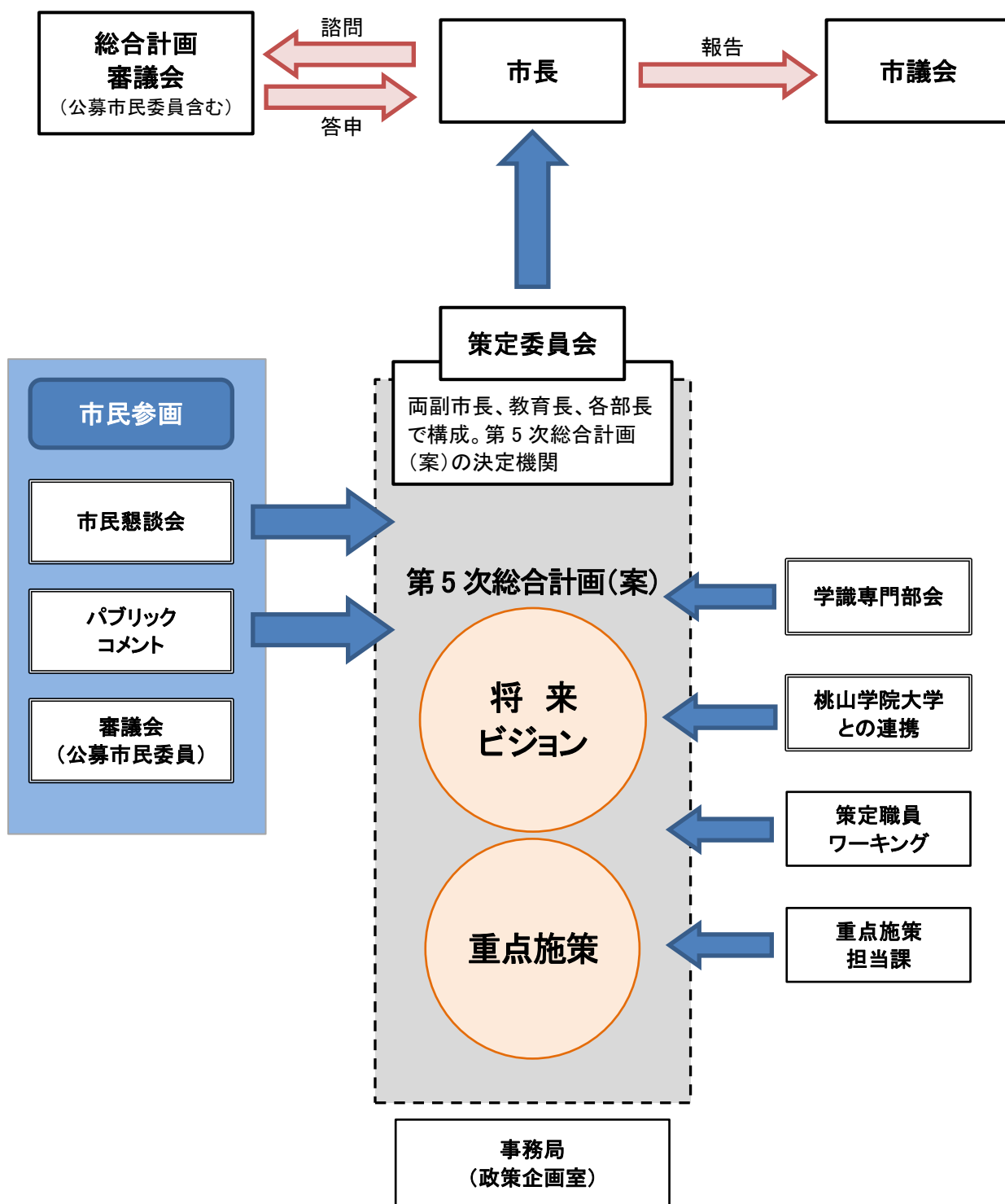
巻末資料

第5次和泉市総合計画策定の取組み経過

年度	庁内組織	市民参画など	審議会	
H26	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回 策定委員会 ○第2回 策定委員会 ○第3回 策定委員会 ○第4回 策定委員会 ○第5回 策定委員会 ○第6回 策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回 策定職員ワーキング <li style="text-align: center;">S ○第11回 策定職員ワーキング 	<ul style="list-style-type: none"> ○学識専門部会 (学識者ヒアリング) ○学識専門部会 (部会開催) ○桃山学院大学との連携 (若年世代定住条件等調査報告会) ○第1回 市民懇談会 ○第2回 市民懇談会 	
H27	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回 策定委員会 ○第8回 策定委員会 ○第9回 策定委員会 ○第10回 策定委員会 ○第11回 策定委員会 ○第12回 策定委員会 ○第13回 策定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内意見照会 		<ul style="list-style-type: none"> ○第1回 総合計画審議会 ○第2回 総合計画審議会 ○第3回 総合計画審議会 ○第4回 総合計画審議会 ○第5回 総合計画審議会
H28			<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回 総合計画審議会 ○第7回 総合計画審議会

第5次和泉市総合計画策定組織図

第5次和泉市総合計画策定組織図



資料編

第5次和泉市総合計画(案)について(諮問)

和泉政企 第2932号

平成27年11月13日

和泉市総合計画審議会 会長 様

和泉市長 辻 宏 康

第5次和泉市総合計画(案)及び和泉市総合戦略(案)について(諮問)

和泉市総合計画(案)及び和泉市総合戦略(案)(和泉市人口ビジョン(案)含む。)をこのたび別添のとおり策定いたしましたので、貴審議会の意見を伺いたく、和泉市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき諮問します。

第5次和泉市総合計画(案)について(答申)

平成28年5月20日

和泉市長 辻 宏 康 様

和泉市総合計画審議会
会 長 今川 晃

第5次和泉市総合計画(案)について(答申)

平成27年11月13日付け和泉政企第2932号で諮問のあった「和泉市総合計画(案)及び和泉市総合戦略(案)(和泉市人口ビジョン(案)含む。)」について、別添「第5次和泉市総合計画(案)」のとおり、答申します。

今後、計画策定にあたっては本答申を十分尊重されるとともに、下記の事項に十分配慮され、計画を推進されたい。

記

1 将来都市像の実現に向けて

- ・「定住志向の向上」と「交流人口の拡大」という基本方針のもと、子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持っていきいきと暮らすことができるよう様々な環境整備を行い、活力と賑わいの溢れるまちづくりを展開されたい。
- ・全国的に少子高齢化・人口減少の本格化が避けられない状況においても、人口ビジョンでの上位推計をめざし、出生率の向上に向けた取組みや転入者を増やす取組み等、様々な施策を検討し、計画を推進されたい。

2 重点施策について

(1) 定住の促進について

- ・「子どもを産み、育てるのなら和泉市で」と若い世代が思うような子育て支援施策の充実を図るとともに、子どもの貧困対策への支援、子育てと仕事の両立支援体制の充実等に取り組まれない。
- ・子どもの学力や体力の向上をはじめ、社会性や規範意識を育み、特色ある教育施策を推進し、社会に貢献できる人材輩出に向けた教育環境の充実に取り組まれない。
- ・安全で快適な交通環境の整備や公共交通の利便性の向上を図るなど、住み続けたい都市基盤の整備を図られたい。

(2) にぎわいの促進について

- ・地域経済の活性化を図るため、市内産業を振興するとともに、高齢者や障がい者の就業機会の拡充など、雇用の確保に努められたい。
- ・農業について、耕作放棄地や不作付地の解消につながる総合的な対策を講じるとともに、関係機関との連携を推進されたい。なお、T P P等の影響など社会経済情勢の変化も懸念されることから、計画の見直し時期に必要な対応について検討されたい。

(3) 安全・安心の促進について

- ・障がい者や高齢者をはじめ、支援を必要とする人への相談支援体制の充実を図り、市民が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るための仕組みづくりを推進されたい。
- ・災害時の拠点となる市庁舎の整備を進めるとともに、避難所となる学校等について定期的な点検を行う等、災害に強い環境づくりに取り組まれない。
- ・防犯カメラの設置等、市民が安心して生活できる防犯体制を整備し、安心を実感できるまちづくりを推進されたい。

(4) 支えあい・協働の促進について

- ・今後、地域の担い手の高齢化の進展も懸念されることから、避難行動要支援者の名簿づくりや自主防災組織の活動を通じて、町会・自治会の加入率低下の対策を講じる等、コミュニティの活性化に取り組まれない。

- ・認知症サポーターの活用を図り、認知症高齢者等を見守る体制を構築するなど、地域で支えあう基盤の確立に取り組まれない。
- ・女性が働きやすい環境づくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進されたい。

(5) 都市経営の促進について

- ・観光の分野に限らず、教育、交通、防災等、様々な分野において、行政間における広域的な取組みを推進されたい。
- ・市の施策や事業の実施にあたっては、成果重視の行政評価を実施することにより、事業のスクラップ・アンド・ビルド等に取り組む、コスト意識を持って事業の選択と集中を図られたい。
- ・人口の減少や人口構成の変化を踏まえ、公共施設の配置の最適化について検討されたい。
- ・女性が積極的に活躍できる環境整備を行うとともに、計画の目標達成に向けて組織・人づくりを推進すべく、職員の資質向上や意識改革等に取り組まれない。

3 計画の見直し及び進行管理について

- ・第5次総合計画の重点施策については、和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間満了にあわせて見直しの検討を行うなど、社会情勢の変化に対応した施策展開を図られたい。
- ・本計画の進行管理については、効果的な評価の仕組みを構築し、市内部の評価のみならず、外部人材の評価を得ながら、施策・事業の改善を図られたい。
- ・成果指標の設定においては、第4次総合計画での取組みを踏まえ、適切な指標設定に努めるとともに、全庁を挙げて目標達成に向けて取り組んでいただきたい。

4 その他（和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂）

- ・先に答申した和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、策定後の第5次総合計画（案）の審議により見直しや修正を要する事項について、適切な改訂を図られたい。

和泉市総合計画審議会規則

○和泉市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、和泉市総合計画その他の市政全般にわたる総合的な計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募市民

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議の終了までとする。

2 補欠委員の任期は、前項の定めるところと同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 会長は、必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 3 部会に属する委員は、会長が指名する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要と認めるときは、市の職員及び知識経験者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画担当部署において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

第5次和泉市総合計画審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

所属	氏名	人数
1号委員(市議会議員)		5
市議会議長	山本 秀明	
市議会副議長	石原 日出子	
市議会総務安全委員会委員長	末下 広幸	
市議会都市環境委員会委員長	松田 義人	
市議会厚生文教委員会委員長	岡 博子	
2号委員(関係団体の代表者)		10
和泉市町会連合会	今城 巧	
和泉商工会議所	阪口 吉男	
和泉市商店連合会	西田 清	
いずみの農業協同組合	松田 良輝	
和泉市PTA協議会	浅井 雅昭	
和泉市文化協会	上西 恵子	
和泉市社会福祉協議会	椎場 光穂	
和泉市医師会	山本 益也	
民間保育園連絡協議会	橋本 良孝	
池田泉州銀行	岡本 雅彦	
3号委員(学識経験者)		3
同志社大学 政策学部 教授	今川 晃	
桃山学院大学 社会学部 准教授	村上 あかね	
KADOKAWA マガジンブランド局 関西ウーカ編集長	篠原 賢太郎	
4号委員(公募市民)		3
公募市民	菊池 隆夫	
公募市民	佐藤 英治	
公募市民	戸江 雅一	
合計		21

第5次和泉市総合計画審議会審議経過

平成27年11月13日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会長、副会長の選出 ○ 第5次和泉市総合計画(案)及び和泉市総合戦略(案)の諮問 ○ 和泉市人口ビジョン(案)について ○ 第5次和泉市総合計画(案)の将来ビジョンの概要と和泉市総合戦略(案)について
平成27年12月4日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和泉市総合戦略(案)の検討について
平成27年12月18日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 和泉市人口ビジョン(案)の検討について ○ 和泉市総合戦略(案)の検討について ○ 和泉市総合戦略(案)の修正について ○ 和泉市総合戦略(案)及び和泉市人口ビジョン(案)への答申(案)の検討について
平成28年1月29日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4次和泉市総合計画の総括について ○ 第5次和泉市総合計画(案)の検討について
平成28年2月12日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5次和泉市総合計画(案)の検討について ○ 第5次和泉市総合計画(案)の修正について ○ パブリックコメントの実施について
平成28年4月25日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5次和泉市総合計画(案)のパブリックコメント結果について ○ 第5次和泉市総合計画(案)及び和泉市総合戦略の修正について ○ 第5次和泉市総合計画(案)の検討について
平成28年5月13日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5次和泉市総合計画(案)への答申(案)の検討について

町名一覧

北部地域

伯太町	富秋町一～三丁目
伯太町四丁目	上町
池上町	葛の葉町
池上町一～四丁目	葛の葉町一～三丁目
幸一～三丁目	上代町
舞町	王子町
尾井町	王子町一～三丁目
尾井町一・二丁目	小野町
太町	鶴山台一～四丁目
富秋町	

北西部地域

府中町	寺門町	山荘町
府中町一～八丁目	寺門町一・二丁目	弥生町一～四丁目
肥子町一・二丁目	今福町	黒鳥町
井ノ口町	今福町一・二丁目	黒鳥町一～四丁目
和気町	観音寺町	伯太町一～三丁目、五・六丁目
和気町一～四丁目	芦部町	東阪本町
小田町	桑原町	
小田町一～三丁目	一条院町	
繁和町	阪本町	

中部地域

池田下町	鍛冶屋町	みずき台一・二丁目	春木川町
伏屋町	浦田町	内田町	若樫町
伏屋町一～五丁目	万町	内田町一～四丁目	久井町
室堂町	黒石町	唐国町	春木町
いぶき野一～五丁目	あゆみ野一～四丁目	唐国町一～四丁目	松尾寺町
国分町	のぞみ野一～三丁目	箕形町一～六丁目	テクノステージ一～三丁目
平井町	青葉台	寺田町	
納花町	青葉台一～三丁目	寺田町一～三丁目	
三林町	光明台一～三丁目	緑ヶ丘一～三丁目	
和田町	はつが野一～六丁目	まなび野	

南部地域

坪井町	九鬼町
小野田町	善正町
下宮町	福瀬町
仏並町	南面利町
槇尾山町	父鬼町
北田中町	大野町
岡町	

用語解説

あ行

- ◆ ICT (P17、P18、P39、P125)
「Information and Communication Technology」の略。情報・通信に関する技術の総称。
- ◆ いずみあいさつ運動 (P36、P115)
毎月11日を「ひと(1)とひと(1)との繋がりを大切にする日(11日)」とし、地域や学校、職場で、この日は特に意識して「あいさつ」を実施する取り組み。
- ◆ いずみいのちの森事業 (P75)
和泉市内に木を植えて、「いのち」を守る森をつくるプロジェクトで、平成31年度末(2020年3月末)までに18万本の植樹を目標としている。
- ◆ 和泉市安全なまちづくり推進協議会 (P103)
平成14年に市、市民、警察、事業者等が一体となって市民が安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを推進するために立ち上げ、防犯ボランティア団体の中核として市民の防犯意識啓発活動や犯罪抑止のための環境整備、防犯活動団体の育成、防犯ボランティア活動等の事業を行っている団体。
- ◆ 和泉市認知症高齢者等 SOS おかえりネットワーク (P115)
市内に居住する認知症高齢者等が、行方不明になったときに、特徴などの情報をメール配信し、できるだけ多くの人々の協力により、早期発見・保護をしようとするもの。
- ◆ 和泉防犯協議会 (P103)
市内21の小学校区から選出された支部長を中心に構成され、地域住民が警察や和泉市の関係機関と連携し、犯罪のない安全で安心できる社会を築くため、犯罪の防止・抑止対策を展開している。
- ◆ 1%市民活動支援制度(愛称:ちょいず)(P114)
市民税のうち1%を、市民が任意に選択した、地域で活動する市民のためのボランティア団体に、活動資金として振り分け活動を資金面から支援する仕組みのこと。
- ◆ インバウンド (P92、P94)
訪日外国人旅行者の略。外国人旅行者を自国へ誘致すること。
- ◆ SNS (P17)
「Social Networking Service」の略。人と人とのつながりの構築を促進、支援するネットサービスのこと。利用者は、面識の有無に関係なく、趣味、嗜好、出身地、出身校、居住地域等が共通である友人を見つけたり、コミュニティに参加したりすることが出来る。

か行

- ◆ 外国語指導助手 (ALT) (P61)
小学校外国語活動や中学校英語科の授業において担当教員を補佐する外国人講師。ALTは、「Assistant Language Teacher」の略。

- ◆ 介護予防（P66、P71、P98、P102）
高齢者ができる限り介護が必要な状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活を送れるようにするための健康づくりやリハビリテーションなどの取り組み。
- ◆ 既存ストック（P45、P123、P124）
これまでに整備された都市における生活や産業を支える都市基盤（道路、上下水道、公共施設など）のこと。
- ◆ クラウド・コンピューティング（P17）
従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式。
- ◆ 経常収支比率（P122）
人件費・扶助費・公債費などの経常的な経費に、地方税・地方交付税などの経常的に入ってくる一般財源が、どの程度充てられているかを示す指標。この比率が、低いほど財政的にゆとりがあり、弾力的な財政運営ができる団体と言われる。
- ◆ 健康寿命（P12、P31、P36、P40、P44、P47、P66、P68）
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
- ◆ 減災（P15、P38、P104、P106）
災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとするもの。
- ◆ 後期高齢期（P98）
75 歳以上のこと。高齢者のうち、65 歳以上 74 歳までを前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者という。
- ◆ 合計特殊出生率（P29、P49、P51）
15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。
- ◆ コミュニティビジネス（P16）
地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。地域の人材や事業のノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するもの。

さ行

- ◆ 再生可能エネルギー（P17）
資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマス。
- ◆ サイバー犯罪（P18）
コンピューターやそのネットワークを利用して行われる犯罪。

◆ 「産・官・学」連携（P37、P88）

「産」は民間企業等を、「官」は国、地方公共団体を、「学」は教育機関や研究機関を指し、それぞれが持っている人材・設備・研究成果等を、新たな製品・技術の開発や、技術力の強化等を目的とした連携のこと。

◆ 市街化調整区域（P114）

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

◆ 資源循環型社会（P81）

有限な資源の持続性を確保するため、大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動に伴って発生・消費される物やエネルギーなどあらゆるものを資源として循環し、または様々なかたちで繰り返し利用するとともに、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減するシステムを実現するための意思を有する社会のこと。

◆ 自主防災組織（P15、P38、P106）

地域住民が連帯し、協力しあって「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。

◆ 指定管理者制度（P101）

公の施設の管理・運営について、直営のほか、これまで政令で定めた出資法人等に限定していたものを、株式会社など民間事業者でも行うことができるようにした制度。

◆ シティプロモーション（P39、P41、P125）

和泉市では「和泉市を売り込む活動」と定義しており、和泉市の魅力を広く外部に発信し、定住促進、来訪促進、ビジネス促進をめざすこと。

◆ 社会動態（P29）

一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。

◆ 食育（P59）

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

◆ 新エネルギー（P78、P80）

現在エネルギーの主力として利用されている石油などの化石燃料や原子力に対し、新規に発見されたり、技術進歩により見直されるようになったエネルギー資源。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電などが挙げられる。

◆ スクールカウンセラー（P60）

小中学校において児童生徒からの相談のほか、保護者及び教職員からの相談、教職員等への研修、事案・事故等の緊急対応における児童生徒、保護者、教職員の心のケアなど心理相談業務に従事する者。

◆ スクールソーシャルワーカー（P60）

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、福祉相談業務に従事する者。

- ◆ 生産年齢人口（P10、P15）
年齢別人口のうち労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口をいう。
- ◆ ソーシャルビジネス（P16）
子育て支援や高齢者・障がい者の介護、環境保護、まちづくりなど、社会的課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの。

た 行

- ◆ 多文化共生社会（P13、P116）
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていくこと。外国人市民も同じ市民であることを認識し、社会参加を促すなど、言語や文化の違いを越えて、相互の存在や文化、価値観などを認め尊重し合える仕組みづくりをめざすもの。
- ◆ 地域福祉総合相談員（CSW）（P115）
高齢者・障がい者・子育て世帯など、様々な分野で支援を要する地域住民に対する個別相談、見守り、サービスへのつなぎ、心のケアなど幅広い支援を行う総合的な福祉の専門職のことで、すべての人が安心していきいき暮らせるよう地域福祉の向上と自立生活支援のための基盤づくりを行い、地域のセーフティネットの構築も担う。
- ◆ 地域包括ケアシステム（P102）
医療や介護を通じた個々人の心身の状態にふさわしいサービスや支援が切れ目なく提供される体制のこと。
- ◆ 地方人口ビジョン（P18）
平成 26 年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国が策定した人口の「長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、各自治体が策定した地方版の人口ビジョンのこと。
- ◆ 地方創生（P8、P18）
急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指すもの。
- ◆ 地方版総合戦略（P18）
人口減少と地域経済縮小の流れのなか、安定した雇用の実現や新規雇用の創出、若者の移住定住等を促進し、地域を活性化するため、国の指針に基づき各市町村が策定する戦略。
- ◆ 昼間人口（昼夜間人口）（P22、P25、P30）
常住人口に他の地域から通勤してくる人口（流入人口）を足し、さらに他の地域へ通勤する人口（流出人口）を引いたもの。昼間人口に対して常住人口のことを夜間人口という。都心部では昼間人口のほうが多くなりベッドタウンでは夜間人口のほうが多くなる。
- ◆ 超高齢社会（P66）
高齢化率（65 歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合）が 21%を超えた社会のこと。14%を超えた社会を「高齢社会」、7%を超えた社会を「高齢化社会」としている。

◆長寿命化（P124）

物の使用に耐える期間を延ばす対策。

◆デマンドバス（P77）

利用者の予約に対応して運行する形態のバス。

◆特化係数（P24）

産業の業種別構成比を、全国の構成比との対比で表したもので、特化係数＝（和泉市の業種別構成比）÷（全国の業種別構成比）で算出する。当該業種の構成比が全国の構成比よりも高ければ1を上回る。

な行

◆認定こども園（P55、P59）

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型などがある。

◆年少人口（P49）

年齢別人口のうち0から14歳の人口をいう。

◆ノーマライゼーション（P13）

障がいの有無にかかわらず、社会に生活する個人として社会に参加し行動できるようにしようとする考え方。

は行

◆避難行動要支援者（P104、P106）

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

◆ヘルスアップサポーターいずみ（P69）

和泉市の「地域健康増進事業推進員養成講座」を修了し、和泉市に登録された、地域における健康づくり活動を推進する市民ボランティアグループ。

◆防災農地（P108）

地震などの大規模な災害に備え、住民の一時避難所や復旧用の資材置き場として使える農地を土地所有者と協定を結び自治体が登録する制度。自治体は使用実態に応じ、土地の使用料や農作物への補償金を支払う。災害時の対応のため、農地法に基づく転用許可制度の適用外となる。

◆防災リーダー（P38、P106）

地域での研修や訓練などの自主防災活動及び大規模災害時において各地域で主導的な立場を担う人物。

◆ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）（P117）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していく。例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

ま行

◆ まち・ひと・しごと創生法（P18）

国民一人一人が夢や希望を持ち、うるおいのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材を確保すること、及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進を図るために制定されたもの。

や行

◆ ユニバーサルデザイン（P72）

障がい者や高齢者、外国人、男女などそれぞれの違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいようにまちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていかこうとする考え方。

ら行

◆ ライフサイクルコスト（P124）

企画、設計、竣工、運用から修繕、解体処分するまでを建物の生涯と定義し、その全期間に要する費用。

◆ 労働力率（P27）

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計数。労働力状態不詳は含まない。）の割合。

◆ 6次産業化（P37、P90）

農林水産物の付加価値を高めることで所得向上や雇用創出につなげるため、第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、第2次産業や第3次産業である加工・流通・販売等を一体的に行う事業形態。

わ行

◆ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（P14、P117）

性別・年齢を問わず、誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。



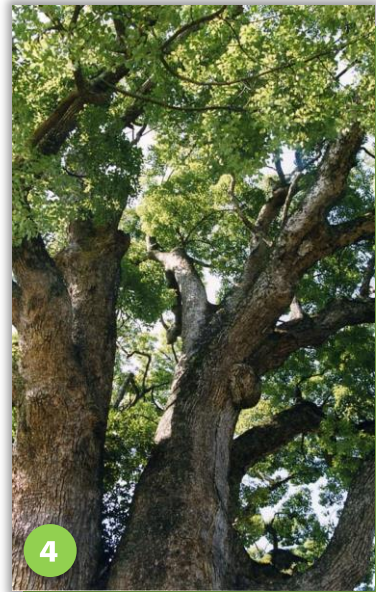
1



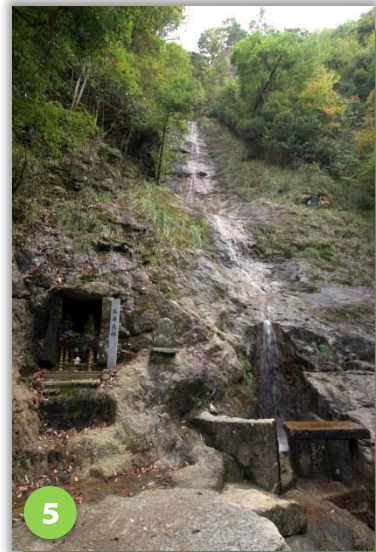
2



3



4



5

表紙（左上から）

- 史跡池上曾根遺跡（92 ページ）
- JR 和泉府中駅（37 ページ）
- 史跡和泉黄金塚古墳（65 ページ）
- 宮ノ上公園 ①
- トリヴェール和泉のまちなみ ②
- 光明池 ③
- 市の木・楠（くすのき） ④
- 南部リージョンセンター（38 ページ）
- 満願の滝 ⑤

裏表紙

- 市の花・水仙（すいせん）

第 5 次和泉市総合計画

2016～2025

-
- 発行年月／平成 28 年 9 月
 - 発行／大阪府和泉市
 - 編集／和泉市 市長公室 政策企画室
- 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
TEL : 0725-41-1551

この冊子は、500 部作成し、一部あたりの単価は 1,542.24 円です。